	額の合計額（百万円）			額の合計額（百万円）			
［略］							
合計							

（記載上の注意）
［１～３　略］
［削る。］

４　［略］
［連結自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率］
［表略］
（記載上の注意）
［１・２　略］
第２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

	額の合計額（百万円）			額の合計額（百万円）			
［同左］							
合計							

（記載上の注意）
［１～３　同左］
４　「適用される カウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）」は、平成28年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載）。
５　［同左］
［連結自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率］
［同左］
（記載上の注意）
［１・２　同左］
第２　［同左］

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和二年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の農林中央金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）別紙様式第八号及び別紙様式第九号の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書（農林中央金庫法第八十条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

２　新規則別紙様式第十号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（農林中央金庫法第八十条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

省　令

○総務省令第十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

総務大臣　高市　早苗

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四十九条の三十一　二三・二GHzを超え二三・六GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 ［一　略］	**第四十九条の三十一**　［同上］ ［一　同上］